

平成22年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成22年4月23日（金）午前9時から正午まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

植田委員、河上委員、小財委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、古川委員、棕木委員、矢野委員（会長）、渡邊委員（13人中12人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境保全課）

松島課長、藤本環境生活審議員、安永課長補佐、廣畑参事、坂本主事、池田主事

(3) 事業者等

7人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者2社（熊日、RKK）

4 議 題

「西部環境工場代替施設整備事業」環境影響評価方法書について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見（案）について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

【事業計画に関する事項】

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | 最初に「事業計画に関する事項」に関して、〇〇委員、御意見をお願いしたい。 |
| 委 員 | まず、私の意見の中に、「用地の幅は厚くとる」とあるが、「厚く」という表現は「広く」に修正した方が良いただろう。 こういう大きな施設の場合には、芝生広場が作られることが多いが、芝生の |

管理が大変で放置されたり、あるいは施設の場所次第ではあまり人が来なかったりする。環境工場には、環境教育の一環で子どもたちがごみ処理について学びに来るので、その場所に森があれば、ごみ処理の勉強と同時に自然観察もできる。他県に行った際に聞いたのだが、ある森では、ボランティアの方が森の中の薄暗い小屋で、落ち葉を集めてカブトムシを飼育しており、観察できるようにされているとのこと。カブトムシの飼育であれば、夏は成虫、冬は幼虫として、一年中観察できるので、子どもたちの観察には非常に都合良い。今回の事業区域は近くの御坊山の森よりも広い面積を持つことから、何かそういうことに今回のような広い場所を使えたら良いのではないかと考えた。「第二の御坊山を目指して作ってほしい」と大仰に書いてはいるが、私としては森に囲まれた、新しい環境工場というものを視野に入れておいてほしいと考えてのことである。

委員 只今の御発言の内容は、審査会意見（案）に記載されていると思うが、さらに追加することがあれば、事務局の方と相談のうえ追加訂正をお願いしたい。

続いて、「事業計画に関する事項」の「排水処理方式」のところで、私が書いているのだが、何か説明があった方が良いのではないかとということで意見として述べたものであり、これで結構である。

次に、「事業計画に関する事項」の「候補地選定に関する事項」について、〇〇委員をお願いしたい。

委員 現地を見た際に、周囲の住宅が計画地に非常に近くにあるように感じ、他の地域に適地はなかったのかと思ったのでこのように書いている。意見（案）に詳細に説明することと書いているが、方法書のどこかに、今回の選定の方法に関する説明が記載されていたらどうか。

事務局 場所選定の方法については、方法書の p3～4 の「2.1.1 都市計画対象事業の背景と経緯」の「建設候補地選定経過」（p3）の中で記載されている。さらに、具体的な条件等については、p4 の「候補地選定経緯について」に記載されている。

委員 ここに記載されている内容を見れば、あまり広範囲に候補地を見つけたということではないように思えるが、始めに幾つかの候補地ありきからスタートしているのか。

事務局 詳細は事業者から答えた方が良いでしょうにも思われるが、ステップ1の段階で全く白地の状態から280箇所を絞り込み、さらにステップ2の段階で面積要件等で280箇所から30箇所まで絞り込み、さらに現地視察や関係課協議等で精査したうえで5箇所を絞り込み、最終的に点数付け（重み付け）による再評価で今回の候補地に絞り込んだと記載されている

委員 審査会意見（案）にある「詳細に説明する」ということは、そういうことを説明するということか。

事務局 各委員から提出された意見を基に意見（案）を作成した事務局としては、方法書に記載された内容だけでは、条件を羅列し、ステップを踏んだということを書いてあるだけのように受け取れることから、もう少し説明がほしいということである。

委員 実際には、現工場に最も近い場所となっている。それならそうと書いた方が良いのではないか。

事務局 方法書を見る限りでは、現工場の位置を想定して候補地を絞り込んだのではなく、白紙の状態から絞り込んだ結果、結果的に現在の施設の隣が適地だったという位置付けのようである。候補地選定の詳細については事業者から説明させたい。

事業者 選定経緯に関する御質問についてだが、ただ今事務局から説明があったように、事業者としては、最初にこの候補地ありきではなく、市内全体から選定を始めている。方法書に記載のとおり、ステップ1、ステップ2、ステップ3で段階的に絞り込み、最終的には5箇所を残した。そして、その5箇所の中に現在の候補地が残っていたということである。残った5箇所について点数付けを行ったが、その中に現在の市の用地を有効に活用することも選定の一つの条件に入れているので、現在の西部工場があるということが選定過程の大きなポイントとなったということもあるかと思うが、選定に当たっては、最初から現工場の隣接地を考えていたのではなく、市全体から候補地として絞り込んだということである。

委員 3つのステップで5箇所に絞り込み、その5箇所については点数化して検討した結果、最終的にこの候補地を選定されたということだが、その5箇所の具体的な点数とその点数化の基準が分かれば教えてほしい。資料があるのであれば配布願いたい。

以前、熊本県が計画している塩屋漁港広域漁港整備事業の環境影響評価の審査の際も同様に点数化をしていたが、最初に場所を決めて、それから点数を出したような気がして仕方がなかった経緯がある。

（資料「新西部環境工場建設事業に関する候補地選定経緯について」配付）

事業者 選定方針としては、先ほど説明したとおり、始めに幾つかの候補地ありきからスタートするのではなく、全市域を対象として、できるだけ余談を排除して客観的な選定を行うということでスタートしている。

まず、ステップ1では、法的制約または地形・地質的制約を踏まえた建設困

難な場所を除外した。ただ今配布した資料には添付していないが、法的規制を示した市内全体の地図や地形図、どの場所を対象から外したかという他の資料もあるので、準備書の段階でということであればそういったことも記載することは可能かと思う。ステップ1における除外項目としては、ここに挙げているとおり、都市計画に基づく用途地域であるとか、自然公園法に基づく自然公園地域、森林法に基づく保安林等、防災関連法に基づく規制・指定区域、景観関連法に基づく風致地区等、自然環境保全法及び鳥獣保護法に基づく保全・保護地区、水道水源からの距離、活断層からの距離、それから浸水想定区域等であり、まず、こういったものから除外したということである。

次に、ステップ2では、その絞り込んだところから、さらに工場の面積要件、東部クリーンセンターとの関係、ごみ収集重心からの離隔、幹線道路からの離隔、教育施設、医療関係施設、福祉関係施設からの離隔、それから土地形状といった条件で、不適確なものを外して30箇所に絞り込んでいる。

ステップ3では、その30箇所の現地を充分視察し、例えば交通渋滞の有無とかいった輸送効率の問題、アクセス、搬入道路の敷設条件等々の条件で検討した。それから関係部署に照会して、都市計画等、その場所で色々な計画がなされていないかどうか調査するとともに、将来展開や余熱利用の可能性等といったことを考慮した。そして、それらの項目に関して、有利性があるか、逆に課題があるかという点から確認し、除外要因の箇所を省いて、30箇所から5箇所に絞り込んでいる。2頁に網掛けで記載した地点が、その5箇所である。

ただし、地点番号10の下に「扇田環境センター内」とあるが、この地点は最初候補地として挙げていなかったが、隣接する山を大幅に掘削することによって、扇田環境センターという最終処分場の横に環境工場を造るということも可能ということが分かったため、ここで候補地として追加し検討しているもの。なお、2頁では網掛けしているところは6箇所あるが、西部(2)の八分字町と荒尾町については、隣り合った箇所であるので、1箇所にまとめ、最終的に5箇所で最終のステップ4に移っている。

最後にステップ4では、重み付けにより評価を行っている。まず、配布した資料の4頁にまとめているが、横に候補地である5箇所を並べ、縦に評価項目を並べて、3頁の評価基準表に基づいて、点数が高いものを3、低いものを1として、点数付けした。この時点での点数が、4頁の一番下の合計欄に出ており、「小島上町・城山薬師」地点が25点と最も高くなっていた。

次に、環境工場として、この評価項目の中でどのような項目を重視しなければいけないのかということ考えた。3頁の表2(候補地の評価基準表)に評価項目として、「将来計画及び現西部環境工場跡地を含め用地の有効活用が可能か」とか「イニシャルコスト」、「ランニングコスト」あるいは「収集ごみや消却灰等の搬入・輸送効率」といった10項目を設定しているが、これら10項目の重要度を一様にしてしまうと、さほど重要でない項目の点数により選ばれる可能性も出てくる。そのため、項目毎の重要度に基づき差を付ける、すなわ

ち「重み付け」ということを考えなければいけないと判断した。その作業を5頁の表4で行っている。ここで、重み付け係数の設定については、アンケートを行い、評価項目10項目のうち最重要項目は4点、そうでない項目は1点という形で点数付けをしてもらった。得られた点数からそれぞれの重み付け係数（R）を設定しており、値は5頁の表4（候補地の最終評価結果）に記載している。この重み付け係数（R）を4頁の表3に記載している各候補地の各項目の基準評価点に掛け、その掛けた点数の合計が各候補地の最終の評価点という形にした。その結果、「小島上町・城山薬師」が、64.28で最も点数が高くなったということである。

先ほど、現西部工場の横に当たるので「小島上町・城山薬師」の点数が高くなったのではないかという指摘があったが、評価項目の1つ目に「将来計画及び現西部環境工場跡地を含め、用地の有効活用が可能か」という項目があるで、確かにこれによって「小島上町・城山薬師」の点数が高くなったということも言えるかと思う。評価の方法は概ねこのような内容である。

委 員 ○○委員、どうぞ。

委 員 このようなごみ処理施設というのは、下水処理場と一緒に迷惑施設の代表施設である。それでみんな自分の近くには持って来て欲しくないので、「Not In My Back Yard（ノットインマイバックヤード）」となる。だから普通は選ぶ時、要するに点数評価の点数付けの時に、現施設の一番近くにある候補地のポイントを一番低くするような項目が一つあると説得力があるのではないかと思う。そうでなければ、現施設のある地区にずっと迷惑施設があり続けることとなるので、次期施設の候補地選定の際に、現工場の周辺の住民の方の迷惑を低減するためのポイント、すなわち現工場に隣接するこの候補地に一番低いポイントを与えるような項目があるのであれば、周辺の住民も納得できるのだと思うのだが。

委 員 ○○委員、どうぞ。

委 員 配布された資料の4頁の表3（候補地の基準評価結果）や5頁の表4（候補地の最終評価結果）に記載しているA～D地点は、具体的な名称で記載できないのか。その方がより分かりやすいのではないか。

事 業 者 配布された資料の2頁の表1（調査結果一覧表）で網掛けしている地点（「小島上町・城山薬師」を除く。）が、このA～D地点に当たる。この資料では、最終的に事業計画地として選定された「小島上町・城山薬師」だけを具体的な地点名で表しているが、A地点は2頁の表1の「24番 近見町」、B地点は「18番 八分字町」と「19番 荒尾町」、C地点は「扇田環境センター内」、D地点は「23番 護藤町」である。

委員 ○○委員、どうぞ。

委員 現在の西部環境工場を設置した際に、地元の方との約束というか、「この施設が建て変わるときには他のところに移りますよ」とかいった条件の下での合意があったのか。隣接地に立て替えることにより、環境工場がずっとこの地区に居続けるという合意の下で現工場が設置されているのであれば良いが、そうでない場合、今回の候補地選定に係る評価項目の中には、迷惑施設がこれまで近くに置かれていたかどうかという評価項目がないので、この点はどうか考えるか。

事業者 私どもが認識している限りでは、現在の西部環境工場を建てる際にそういった意見はなかったように聞いている。ただし、今回の計画に当たり地元の方と用地交渉する中で、そういった意見も出ている。当該地に建設すると、隣接地に現西部環境工場があり、それを解体すると広大な土地が残るので、次の工場を計画する際には、やはり隣接地（現西部環境工場の跡地）が候補地の一つになるであろうことは間違いないかと思う。地元の方々との話の中では、次の工場を計画する時点で地元の方ときちんと話し合いをして、計画を立てていくということで話をしている。

委員 この審査会意見（案）については、○○委員の意見も合わせて意見（案）としてあるので、○○委員、意見をお願いしたい。

委員 先程、事業者（熊本市）から話のあったことについては、私としても知りたかったことである。それは何故かというと、候補地の絞り込みのプロセスは記載されているが、具体的にどのような手法を採用したのかが分からないからである。

特に方法書の4頁のステップ4のところで、点数化の説明として「客観的な基準に基づき点数化」という表現があるが、そのように書く以上はそれがどのようなことなのか読者に分かってもらわなければならないと思う。また、その下には「政策的な観点からの評価も必要であるという考えから評価項目に重み付けをした」という表現があるが、どういう背景でこういう重み付けがなされたかということについて、方法書に書く以上は説得力を持たせなければならないと考える。

ここの場所が適地か適地でないかということについては、この審査会の審査事項ではないということで理解しているが、これまでの対象事業の中で見てみると、例えば「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業方法書」の場合は、参考資料として場所絞り込みに関する詳細な資料が配布された。資料の中には、絞り込みの際の検討委員会の委員名も記載されており、各委員の意見等が書かれた資料も配付された。そのような経緯があったので、今回の場合もそれなりの説得力のある資料を添付して説明するべきではないかというのが、私が

意見を述べた理由である。

本日、具体的な点数付けに関する資料が配布されたが、このような資料が配付されれば、今行われているような議論ができるというように考えた次第である。

委員

先程の事業者（熊本市）の説明では、重み付けを行う重み付け係数（R）は、アンケートを行い、その結果を踏まえて設定したと言われたが、今までの委員の意見を踏まえれば、誰に対してアンケートを行い重み付け係数（R）を決めたかということが重要だと思う。それから配布された資料における評価項目についてだが、この10項目は標準化された項目であるのかどうか。〇〇委員の先ほどの御意見であれば、現在環境工場が設置されている地区のみが該当し、高い評価を与えるような評価項目が果たして必要なのかどうか。この辺いかがか。

事業者

まず、ステップ3の段階で30箇所から5箇所に選び絞り込んだが、この時の条件については、こういった施設を作る時の一般的な条件を並べている。最終的に、ステップ4の段階で絞り込んだ時には、環境工場に必要な項目を挙げたということである。

実際、現在環境工場がある地域を候補地から外すということも検討してみたが、迷惑施設には今回の環境工場だけでなく、例えば下水処理施設とか斎場とかいった色々な施設があるので、そのようにしてしまうと、今後、熊本市がこういった施設を作るときに建設可能な場所が限られてしまうということになりかねない。そのため、今回の候補地選定に当たってはそのような観点は取り入れていないということである。

確かに現在の西部環境工場が隣にあったということが大きかったものと思われるが、配付資料の4頁や5頁における一番目の評価項目は、現在の環境工場用地ということだけではなく、既存の市の用地を有効利用できるのかという観点で設定している。

先ほど説明したように「扇田環境センター」という熊本市の一般廃棄物最終処分場があるが、その中で用地を掘削する、あるいは周囲を開発することで環境工場用の敷地を確保できることが分かったので、この場所も候補地に挙げて検討したが、他の条件で難しかったというような結果になっている。

委員

重要な問題ではあるが、時間の都合もあるので、今の委員の意見を踏まえて審査会意見ということで追加修正することとしたい。

それでは次の3頁の「事業計画に関する事項」の「排水処理方式」は、私が素人ながら疑問に思ったので、何故こういった方式なのかを説明する必要があるということで意見を出した。

続いて、「給水・排水計画」について、〇〇委員から意見が出ているのでお願いしたい。

委員 私の意見に対する事業者見解では、「現時点では処理方式が未決定のうえ、性能発注形式となるため、民間と契約するまでは施設の詳細が決定しない（具体的なことが書けない）」ということだったが、私としても、詳細な設計図等を示しなさいと言ったのではなく、例えば配管が地下を通るのか通らないのかとか、大まかな処理方式、仮に処理方式が未定であればおおよその処理量といった情報は出してほしいと考えたもの。特に、現在の西部環境工場でどの程度の水を処理しているのかは分かるので、今回計画している施設でのおおよその処理量も分かるのではないかと思う。方法書 19 頁の図 2-2-6 のフロー図ではあまりに簡略化してあるので、その程度の情報はほしいと思った。そういった情報も出すことは困難か。

事業者 方法書 19 頁に記載している「(9)給水・排水計画」だが、方法書を作成した段階である平成 22 年 1 月頃は、これが記載できる精一杯のところであった。新しいごみ処理施設になれば、既設の施設とは単純に比較できず、既設とどれだけ近いかということが不明であったため記載していなかった。しかし、現在、同時並行で処理方式の検討を行っており、排水量に関してはかなり幅が絞れてきているので、御指摘については、少なくとも準備書段階では記載できるものと考えている。

委員 そうであれば、準備書段階では給水・排水計画に関してある程度詳細を示してもらいたい。

委員 ○○委員、どうぞ。

委員 前回の当審査会（現地調査）には出席できなかったが、今議論になっている方法書 19 頁の図 2-2-6 給水・排水計画のフロー図についてだが、普通こういうごみ処理施設の場合は排水処理をした後、下水放流という方法が結構多く見られる。しかし、焼却炉の中に入れて、水を全部蒸発させてしまうという方法をとると、出てくる排水は結構塩分濃度が高いので、炉の中のスケールの問題等が出てくると思うが、この方法を選んだ理由は何か。また、方法書 19 頁の「(9)給水・排水計画」の 4 行目に「井水を利用する場合は…」と記載されているが、図 2-2-6 給水・排水計画のフロー図では上水だけ使用するよう記載されている。一部井水が入るのか。

事業者 現在のところ、方法書 19 頁の「(9)給水・排水計画」に記載のとおり、工場系（プラント）排水はクローズドとし、トイレなどの生活系排水については下水道に放流というような考えを持っている。御質問の、工場系排水をクローズド化する理由についてだが、工場系排水は塩類や重金属類等、色々なものを含んでいる。これを下水道に流すということになるとかなりの排水処理が必要であるが、環境工場の場合、ガスを冷却する過程があるので、そのようなところ

で工場系排水を冷却水として使用すると、その中で処理ができ、排水中の塩分等は焼却灰あるいは飛灰として回収ができる。そのため、こういったフローを考えた。ただし、工場は同時に発電をしているので、この排水量があまり多くなると、発電の効率が下がってしまうというデメリットもあるので、そのところは十分考えながら、フローを考えていきたい。

それから、主に上水を使うよう考えているが、一部井水を利用することも考えている。なお、一番大量に使うのはプラント系のボイラー水としてだが、それについては上水を考えており、予備的に必要な場合は井水も使うというような計画にしている。

委員 ○○委員、どうぞ。

委員 今回、まだ施設の詳細が具体的に決まっていないから、それを示すことはできないというように言われている場合もあるが、以前、別のある事業の準備書だったと思うが、図書の審査をしたときに、環境影響評価の方法がおかしいのではないかと、こうしなければいけないのではないかと意見を出した。そのときに、「方法書の段階で以前の委員がこの方法で特に何も意見を出されなかったのだから、それを訂正させることはできません」といったことを言われたことがあった。このように方法書の段階で「今の段階では、まだ分かりません」と言われて、「はあ、そうですか」というように言っていると、次の準備書の段階に進んだときに「あれ、おかしいのではないかと」ということになる。そうならないように何とかできないものか。

事務局 ○○委員からお話しの件だが、早い段階から言っておかないと、結局、後からはなかなか言いにくい、あるいは言えない状態になる、ということだと思うが、この点についてはなかなか難しい部分である。事業者側からすれば、方法書段階での知事（環境影響評価審査会）意見に従い素直に調査を進めてきたけれども準備書段階で別の意見が出たというのも、事業者にとっては非常に苦しい立場になる。さらに1年間調査しなければならないというようになれば、事業スケジュールへの影響も考えられる。この方法書の段階で、ある程度意見として出しておき、その後、具体的なところが分かり次第、委員の方々と調整していくような文言を入れておくなど、そういう方向で考えてみてはどうかと思うのだが。

委員 方法書の段階でなるべく意見を出すということについては、勿論そうであるが、今回の場合のように「詳細については、まだ決まっていないので言えない。」ということになると、本当に評価の手法はこれで良いのかという判断が付きかねるし、場合によっては、次の段階で、それ以上のことを調べなければいけないということになってくると思う。

そのような経緯を考慮して、「方法書段階ではまだ決まっていなかったが、

その後施設の詳細がそのように決まったのであれば、他にこういう調査もしなければならぬ」というような準備書段階での意見にも、事業者側に対応してもらえるようにしてもらわないと、「方法書段階では分からない」というような回答を基に、そのまま、準備書以降の段階に進めて良いのか、審査が非常に難しいものとなる

委員 ○○委員、どうぞ。

委員 水俣市に建設計画のあった「IWD東亜熊本最終処分場事業」の環境影響評価準備書の審査の時に、私も同様の経験をしている。私は準備書段階から関わったのだが、委員の任期があるので、前任の委員の方法書段階の指摘次第では、準備書段階で不十分ということもあり得るわけで、そのようなことは当然頻繁に起こりうる。「IWD東亜熊本最終処分場事業」の準備書段階では、内容的に不十分であったので、水と地質を中心に審査会で問題を指摘し、調査をやり直ささいという話になった。方法書段階で意見を出しておかないと、準備書段階では言っただけではいけないということになると、やはり問題であると思う。だから、その時の審査会が、委員からの指摘があった場合に、審査会として取り上げるべきかどうかということについてきちんと議論をして、そして、やはり取り上げるべきということになれば、それはそれで良いのではないかと思う。私は経験上そのように思っている。

委員 やはりそういうことだと思う。ずっとこの審査会メンバーで環境影響評価の最初から最後まで携わっているわけではないので、後の手続きまで含めて、常に我々に責任があるわけである。候補地の選定の問題にしてもそれをクリアしないことには、議論しても話が進まない。しかし、進まないけれどもそこに問題があるのであれば、それをこの時点で、はっきりさせてもらわないとまずいかなと思う。だから、候補地の選定基準の部分では相当意見が出たので、事業者が出された結果が妥当であるという証拠を示してもらわないとまずいかなと思う。

今の○○委員のお話にもあったが、やはりそれが重要なことであれば、方法書段階に戻ってでも調査をやらなければならないかもしれない。しかし、以前の発言をここで覆すということはできるだけやめてもらいたいと思う。そのことを踏まえたうえで、もし準備書段階で大きな問題が生じた場合には、問題点提起してもらって、最後はやはり事業者側には調査を考えてもらわないといけないと思う。事業に伴う環境影響は半永久的に残るものだから、ここでの決定は将来に対して責任がある。1年ぐらいの事業の遅れは、事業者として犠牲を払ってもらわざるを得ないと思う。

事務局 ○○委員から御質問の件については、「方法書では、ある程度固まった計画というのが前提かと思っているが、今回未決定の部分については、十分な審査

をすることができなかった、あるいは十分な審査を基にした意見を出すことができなかった」といった御意見だったかと思う。事業者からは「準備書の中で整理する」といった話があったが、ただ今の〇〇委員の御意見もあったので、事業者には、準備書の段階で改めて審査会から追加意見が述べられる可能性があるということをご理解いただきたいと思う。それでよろしいか。

【大気環境】

委 員 大気環境について、〇〇委員からお願いしたい。

委 員 6頁までの大気環境については特に意見はない。このままで意見として出されて構わない。

【水環境】

委 員 続いて、水環境について〇〇委員からお願いしたい。

委 員 この海岸域一带を見ると、汽水域（河口域）に棲むカニが生息していることから、この地域は汽水域に入ると考えられ、塩分の影響を受けているものと思われるが、塩分濃度についてはあまり問題視されていないように思う。実際は塩分濃度の影響はあると思う。汽水域では、満潮時に海水は河川の底の方から入ってくるので、満潮時の後に流すのかあるいは干潮時に流すのかという流す時期で異なる結果になるものと思う。その辺は、調査方法に関する意見としてまとめてあるので、意見案としては結構だと思う。

【土壌】

委 員 続いて、土壌に関して〇〇委員から意見をお願いしたい。

委 員 意見の内容はここに記載されているとおりだが、方法書 340～345 頁の「施設の稼働による土壌の影響」で調査（予測）項目が、何故、ダイオキシンだけになったのか説明願いたい。

事 業 者 煙突からの排ガスによる周辺環境への影響の観点では、調査（予測）項目としては重金属等も考えられるが、排出される可能性のある項目の中で、一番蓄積性が高く、問題となる項目であるダイオキシンについて、代表して評価しようと考えて、この項目のみとした。確かに、調査（予測）項目としてこのような項目に併せて環境基準項目を調査（予測）する方が望ましいと思うが、方法書では費用面を考慮し、ダイオキシンで代表させようと考え、そのように記載した。

委員

計画している施設については、既設の施設に比べて排ガス中に含まれる有害物質を除去する能力も向上していることから、まず煙突から排出されないだろうという前提で、調査（予測）項目を絞り、ダイオキシンを代表して調査（予測）するように考えたのだろうと思う。確かに今までの経験や実績があるので大丈夫なのだろうけれども、そういう有害物質を除去するシステムも不慮の事故でそれが作動しないということも考えられる。

また、計画地には畑地が隣接し、都市近郊農業がなされ、野菜類等が栽培されている。計画地周辺で米が作られているかどうか私は確認していないが、米における重金属、特にカドミウムについては非常に基準が厳しくなっており、何年か後には、野菜についても基準値が設定される可能性もある。

これらのことを考えると、計画地周辺で栽培された農作物から、もし基準値を上回るようなカドミウムが検出された場合に、地域の方々、特に生産者の方々に、それが焼却施設ができたためだというように思われてしまうことも考えられる。そのため、しっかり現況を押さえておく必要があるのではないかとということで意見を出した。審査会意見としてはここに記載されているとおりで良い。

委員

土壤に関しては、〇〇委員からも意見が提出されているので御意見お願いしたい。

委員

審査会意見としては記載されている内容で結構であるが、意見としたのは「定性的」という言葉が非常にアバウトかなという気がしたためである。方法書 340～345 頁にわたって、色々書いてあるが、評価するという言葉で全てくくられているような気がした。もう少し具体的に何をどうするのかという記述があった方が良くと考え、このような意見を出した。

委員

地形・地質に関して〇〇委員から3点意見が出されているので、御意見お願いしたい。

委員

地質のところ、活断層の状況が記載されているが、事業実施区域の最寄りの活断層として立田山断層、事業実施区域周辺の主な活断層として布田川・日奈久断層が触れられている。実は、これらの活断層については、かなり詳しい調査が行われており、触れるだけでなく、分かっていることは分かっていることとしてきちんと記載しておかないと、何かが起こった時に、意図的にそういうものは書いていないというように勘ぐられても事業者にとっても困るのではないかと。また、住民の方々も、そういうデータがあって、それを基に意見を出したり、あるいは大丈夫だという判断をされるだろうから、その辺はきちんと記載しておかなければならないのではないかと考え、このような意見を出した。

提出した3つの意見は同様の内容なので、細かい点は別にして、審査会意見

(案)として記載されている内容で十分ではないかと思う。

委員 やはり最新のデータを記載するとともに、それに基づいて予測・評価をすべきだと思う。

【動物・植物・生態系】

委員 続いて、動物・植物・生態系に移るが、動物に関して、〇〇委員お願いしたい。

委員 良くロードキルを見るが、土木事務所がロードパトロールで回っていて、死体を見つけた場合には回収して、各振興局の焼却炉で焼却しているのではないかと思う。その辺りから、情報を得ればこのデータは収集できるのではないかと考える。

それから、こういう施設の場合には、危機管理が非常に重要と考える。その点から考えると、資料（審査会意見のとりまとめ（案））の8頁に関する〇〇委員の意見も実は過去の重金属による環境汚染（イタイイタイ病の問題や水俣病の問題等）に関係している。そして、同じ過ちは繰り返させないという姿勢は、県としても必要と思う。そういう観点からそのような記載は必要である。いつも原点に立ち返って、現在の事業を振り返るという姿勢がとても重要なこと。文面はこれで結構である。

委員 動物、水生動物に関して〇〇委員から意見をお願いしたい。

委員 4つほど意見を出しているが、全て審査会意見（案）として記載しているとおりで結構である。事業者がこの審査会意見（案）のとおり行えばきちんとした準備書が出てくると思う。

委員 動物・植物に関して〇〇委員、御意見をお願いしたい。

委員 審査会意見（案）のとおりで結構である。

委員 〇〇委員、意見をお願いしたい。

委員 ここでは、調査区域が非常に限定された地域なので、その地域に詳しい方に意見を聞く必要があるということである。実際に調査をする方がこの限定された場所に詳しい方が理想ではあるが、それはなかなか難しいであろうから、専門家への聞き取りを充分に行うということ。日本（環境省）のレッドデータブックでは非常に貴重な種であるけれども熊本県のレッドデータブックでは割と普通種である場合、あるいはその逆の場合が考えられ、そうい

ったことが色々あるものと思われるので、詳しい人に尋ねるということをお願いしたい。審査会意見（案）としてはこれで結構である。

委員 ○○委員、意見をお願いしたい。

委員 資料（審査会意見のとりまとめ（案））の13頁の動物、植物の件だが、ちょっと気になる表現があるので修正をお願いしたい。4行目に「子供」と漢字で記載されているが、「子」はそのまま漢字で良いが、「供」は「ども」とひらがなに書き換えること。現在、これは人権の問題からそのように言われているので、修正をお願いしたい。

委員 続いて、○○委員、御意見をお願いしたい。

委員 特になし。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

委員 続いて、「景観」と「人と自然とのふれあいの活動の場」に移りたい。

まず、施設配置計画として私が意見を出した。これは、計画地に建物を建てるという前提でどのようにすれば環境への影響が小さくなるかということを考えてものである。例えば、方法書の12頁の「図 2-2-3 施設配置計画イメージ図」を見ると、建物の配置についてはまだ決まっていないということだが、新工場は西側に寄って来るので、搬出入道路は湾曲して現在のものよりも90mぐらい西側に寄ることとなる。そうすると、工場西側にある住宅に対する騒音暴露が大きくなる。ベストな環境アセスを目指すという考え方からすると、単に環境基準をクリアすれば良いということにはならないので、今まで以上に、騒音レベルを抑えないといけないと思う。そこで、今まででも若干お話ししたが、工場そのものを現在計画している位置からもう少し南の方に移せないのかと考えたわけである。そうすると、搬出入車道を少し長く、しかも縦長に取れるのではないか。

確かに、設計の問題もあるのでできるかどうかは分からないが、そのようにすれば、搬出入車道のスペースを充分取れるので、西側に湾曲している車道を、逆の東側に湾曲させることもできるのではないか。

あるいは管理棟を搬出入車道の横（搬出入車道と西側民家との間）に持ってくれば、それが騒音に関するバリアーになる。○○委員も指摘されたが、敷地の西側の方に植樹をしてあるということであれば、さらに緩衝帯ということで、音響的には効果はないが、周辺環境は向上するだろうと思う。

さらに、南側に移すということは、活断層の位置からも若干ではあるがより安全側に寄るものと考えられる。そうすると南側への建物への影響があるが、現地調査で現在の環境工場の周りを歩いた時には、この建物からの音というのはほ

とんど問題ないのではないかと思った。しかし、搬出入車道が近寄って来ることについては、騒音等の影響はあるものと思う。そのため、付近住民の方が、気になって苦情を言われることもあると思うので、現工場の西側に寄って来る限りには何らかの配慮が必要だろうと思う。そういうことを意見として簡便に書いたものである。

重ねて、建物の配置計画とともにそれが周辺の景観にどのように影響を及ぼすのかということも重要だろうということをごここでは意見として述べた。

次に、施設の設計として〇〇委員から意見が出されているのでお願いしたい。

委員 先程の〇〇委員からの御発言に私は大賛成である。ただ、九州自動車道の横にある東部環境工場の煙突を見ていると、非常に高く感じる。あれだけ高ければ植物等で隠すことは難しいと思う。そのため、まずは建物自体を美しくしてほしいということである。「樹木で隠す必要もない」というように書いてはいるが、先程の〇〇委員の意見には大賛成なのでこの部分は消しても構わない。

それから建物の色彩・形状ということから景観への配慮としてあるが、これらに限るのではなく、もっと全体的なもの、もちろん動植物というか、全部が生きているわけで、その辺も含めて景観として考えていくということ。

他の事業に関する審査の際に、〇〇委員から、「その場所にクマタカが飛ぶのと飛ばないのでは全然違う」という発言があったときに、私の景観に対する考え方が大きく変わった。その場所には、小さい動物や植物、色んなものが棲んでいるんだなというふうに感じたので、必ずしも建物だけを景観と言っているのではないが、ここではそういうふうに言っている。

委員 〇〇委員、どうぞ。

委員 この焼却施設は、焼却方法等もまだ決まっていないということだが、このような施設について環境影響評価を行うときには、煙突の高さが非常に問題になってくる。そこで、焼却方法が変わっても煙突の高さは同じなのかどうかということを知りたい。さらに、これから実際に建設をしていく段階で手順を踏まれると思うが、建物のデザインを最終決定する際には、住民の方の意見を良く聴いたうえで決定するようにしてもらいたいと思う。

委員 煙突の高さについては、前回の審査会で説明されたと思うが、再度説明をお願いしたい。

事業者 煙突の高さについては、方法書に59m以上と書いているが、現在、計画を進める段階としては59mで考えている。先程、〇〇委員から意見が出された建物として美しさという話も、実際の問題、非常に重要な点であると認識しており、実際にメーカーと契約する際には非常に重要な項目になるかと思う。これもま

た事業者側の都合なのだが、準備書及び評価書を作る段階にはまだメーカーと契約できないので、環境影響評価における保全措置の検討というのは、あくまで概念的な、形状とか色彩の考え方のところで反映していきたいと思っている。また、準備書段階での審査会における委員からの御発言及び知事意見等については、メーカーへの要求水準として守らせ、事業者として守っていくといった考えでいる。

委 員 ○○委員、どうぞ。

委 員 煙突等の高さがある程度以上になると赤白の横縞にするというのは法律で決まっていることなのか。私はそのように聞いて理解していたように思うのだが。

事 業 者 こういった建物については、航空法が適用され、60m以上になると昼間標識の取り付けが義務付けられる。昼間標識としては、現在の西部工場の煙突のように赤白に塗り分けるか、または、昼間に煙突の先端にピカピカ光る閃光式の航空障害灯を取り付けるか、このどちらかが義務付けられることになる。方法書では59m以上としているが、59mであればそういった昼間標識の取り付けが必要でなく、白とか他の色彩でも構わないということになる。夜間については、赤い航空標識が付くことになる。

委 員 次に、環境保全目標について、○○委員お願いしたい。

委 員 方法書の388頁の評価の手法を見ていて、気付いた点が二点ある。方針は述べてあるのだけれども、具体的なやり方みたいなものがあまりにも少ないというのが一点。もう一点が、そこに書いてあるようないかにも総論的な話しかなくて、身近な人の評価が入りにくい評価の方針ということ。そのため、私の意見内容としては、もう少し詳しい手法を是非記述してもらいたいということである。それと準備書の段階では、その評価の結果が出てくるだろうから、それに至る経緯、例えば、点数の採点の方法だとか、そういったものについても詳しく書いてもらいたい。なお、私の意見内容を踏まえた 審査会意見としてはそのまま結構である。

【文化財】

委 員 続いて、埋蔵文化財の件だが、本日、○○委員が御欠席であり、前回の審査会において、同委員から提出された意見がここに記載されているので、次の項目に移りたいと思う。

【その他】

委員 苦情等に関して〇〇委員、意見をいただきたい。

委員 現西部環境工場の隣に計画されているので、現工場が稼働して今まで何年か経つ中でトラブル、あるいはトラブルというほどの問題ではなくとも苦情があったということについては、方法書に一切記載されていない。そういうものを踏まえて、「現在の計画では、こうする」といった書き方をすると分かりやすいという気がするし、地元の方も納得してもらえと思う。それに全く触れずに、「こう計画しますよ」とか、「こう対策を行いますよ」とか言われても、住民側の感情としては納得いかないところがあるんじゃないかという意味で意見として書いている。是非、今までの苦情を何らかの形で表してほしいと思う。これは要望事項という取扱いで構わない。

委員 問題点として、〇〇委員、意見をいただきたい。

委員 先程、設置する場所について取り上げられたが、計画では現工場の隣ということなので、そうであれば、現工場における今までの経験等もあるので、是非それを活かしてほしいと思う。それが隣接する場所に建てるメリットということで書いている。

委員 周辺住民への説明に関して、〇〇委員、意見をいただきたい。

委員 ここに書かれている私の出した意見は、特別な意見でもなく、こういう事業を進めるに当たっては当然のことと言える。ただ今の〇〇委員と〇〇委員からの意見と同じ思いをベースに書いたもの。しっかり住民の方へ説明するのが大事だろうと思う。現地に行ってみると既に建設反対といった看板も立っていたので、色々難しい問題はあるかと思うが、言葉を尽くしてしっかり説明してほしいという思いである。

委員 安全性に関して〇〇委員、意見をいただきたい。

委員 文面に関してだが、「危機管理の観点から、万が一の事故に」というように「万が一」を入れてほしいと思う。それから、最後の方だが、「周辺住民の安心、安全の確保に努めること。」というように修正してほしい。ちょっとした文言だが、是非、お願いしたいと思う。

委員 最後になるが、災害に関して、〇〇委員からお願いしたい。

委員 これは私が気付いたことだが、私の専門外のところなので、熊本水害に触れておいてもらえれば結構である。

【全体を通しての審議】

- 委員 今までの審議の全体を通して、委員の方から、さらに追加の意見あるいは説明等があればお願いしたい。〇〇委員どうぞ。
- 委員 前回の現地調査では御一緒できなかったので良く分からなかったが、先程、〇〇委員から反対の看板が建てられているという話があった。それなのに住民等意見として意見がまるでないということがちょっと不思議に感じたのだが、住民に対してどういう提示のされ方をしたのかということをお教えしてほしい。
- 委員 事業者から説明をお願いしたい。それとも、事務局から説明した方が良いか。
- 事務局 方法書については、事業者が公告を行っているが、同じく県の公報、市の公報等にも掲載されている。詳細は事業者から説明させたい。
- 事業者 熊本県環境影響評価条例に基づき公告・縦覧による周知を行っている。また、市独自の周知方法として、地区住民や区長に今後の環境影響評価に関する計画書のようなものを回覧しているので、その中で御意見を出してほしいというように話をしている。さらに、それとは別に、熊本県環境影響評価条例では義務づけられていないが、方法書はちょっと厚いので、住民の方になるべく御理解をしてもらいたいという意味で、重点部分をまとめたものである「方法書パンフレット」を作成し、配布した。
- 委員 縦覧の場所はどこか。
- 事業者 縦覧の場所については、地域の市民センター（西部市民センター）と本庁内の関係課として都市計画課、それから環境事業部の環境施設整備室、そして1階にある市民交流サロン（情報室）で縦覧をしていた。
- 委員 これまでの公報の仕方と全く変わらないのではないかと。
- 事務局 今までの例でいくと、方法書等を県庁や事業者の事業場、地元の市町村役場等に置くということだったが、今回、事業者（熊本市）としては、できる限り意見を取り寄せたいということで、公報等に載せられたということ。回覧板等で住民の方々に意見を出してほしいと呼びかけたということである。
- 委員 〇〇委員、どうぞ。
- 委員 この問題については、私はこれまでも、地域で説明会を是非やってほしいずっと言い続けている、例えば、地区で回される回覧板に、「何月何日何時にどの場所で説明会を開催するので皆さんいらっしゃいませんか」ということを何

故掲載しないのかと思う。きちんと地域で説明を行い、ゆっくり段階を踏んで説明していけば良いと思う。今までどおりの縦覧であれば、誰がその場所に行くのだろうか。だから意見が出ないのではないか。これは、市民教育というものを全くやってきていないという日本の学校教育の問題にもなるのだが。だから、事前に区長さんなどを通じて、徹底的に回覧板を回して、話をすべきだと言っている。そして、それが本来のアセスの姿ではないかと、もう3年間言い続けている。是非検討してほしい。「どこそこに置いているので縦覧どうぞ」というのでは不十分だと思う。

委員 少しお待ち願いたい。その件に関しては、将来的にはそういう方向に行くように事務局から話を聞いている。そこで、事務局から説明させたい。

事務局 事務局から御説明したい。方法書段階での住民への周知の件だが、これについては、現在、国の方で環境影響評価法の改正に関する手続きが進められている。やがて成立するものと思うが、改正後の法の中に、方法書段階での説明会の開催といった具体的なその周知の方法について明記されると思う。今後の法改正の状況を見ながら、政省令が出された段階では、県の環境影響評価条例についても同様の制度となるよう検討していきたいと考えている。

委員 他にないか。〇〇委員、どうぞ。

委員 現在の西部工場を壊す理由は何か。

事業者 老朽化である。

委員 老朽化していても、そこをうまく何とかできないものかなと思うのだが、焼却炉だから全て建て替えなければならないのか。現在の施設はもう絶対使わないのか。

事業者 こういった施設では、機械の方にある程度の寿命というのがある。当方が調べたところでは、一般的なこのような環境工場（清掃工場）では23年から25年ぐらいが寿命だといわれているようだ。現在の西部環境工場は23年使っているところであり、新設の工場が平成27年に完成するとすれば、29年使う形になる。現在、環境省でもこういった施設の長寿命化をねらって、いろんな補助を出したりなどして、寿命を延ばすようにしているが、それでもやはり30年から35年ぐらいが限度ではないかなといわれている。ただ、工場によっては単なる焼却工場の場合と、現在熊本市が持っているような発電設備を持っている工場の場合等、色々ある。単なる焼却工場の場合は様々な補修を続けることによってかなり寿命を延ばすことが可能だが、発電設備を持つ工場の場合には、やはり30年から35年が限度といわれている。

- 委員 建物についての耐久年数はどうか。
- 事業者 建物自体は国が定めた減価償却の期間等で、50年とか60年とかいわれている。そのため、確かに一つの手法として、建物は残した形で中の機械だけを取り替えるという方法もある。ただそうすると、中に入れる機械が建物の形状でかなり制限を受けることになる。それに、工事が非常に制約されたものになる。そのため、今までそうした例が非常に少ない。これまで千数百件の設置例がある中で、ほんの1件か2件程度というところである。
- 委員 結局、施設を使いながら中の機械だけを取り替えるというわけにはいけないので、現在の施設をさらにある程度使ったうえで、新しい施設を作ることになるわけか。
- 事業者 新規の施設が完成して順調に動き出したら今の工場は解体するというような計画である。
- 委員 建物もったいないなという気がするので、今度は、中の機械を取り替えることができるような建物を作ったらどうか。
- 事業者 まず、先程も申したとおり既存の建物の中に機械を収めるということは非常に制約を受けるということと、それをするとおそらくその工場はその期間使えなくなるだろうということである。東京都等のように非常に多くの環境工場があるところでは、一炉、一つの工場を止めてそういった形で時間を掛けてやることも可能かと思うが、熊本市の場合、2つの工場しかないので、1つの工場を止めるということは不可能であり、新しく建て替えざるをえないということになる。
- 委員 さらに次の世代の工場を設置する場合には、こちらの場所（現在の西部環境工場の場所）に作るには限らないのか。
- 事業者 先程も少しお話ししたが、その際には、現在の西部環境工場の場所は、確かに非常に有力な候補地になるかと思うが、その時点で、もう一度、地域の皆様とお話しして、次の処理施設の設置場所を決めることになると思う。ただ、次の処理施設がどういった処理施設になるかについては、現在、廃棄物処理の技術も非常に変わってきているので、その時点にならないと分からないということがある。
- 委員 事業者から追加で配布された資料の5頁の候補地の最終評価結果の表について聞きたいのだが、要するに重み付け係数（R）というのが重要である。重み付け係数についてはアンケートの結果を基に設定されたと言われたが、誰にアンケートしてこういう値を決められたのか。

事業者 このアンケートは、環境事業部のいわゆる管理職を中心にしてアンケートを取ったものである。

委員 ということであれば、あまり説得力がないように思える。その問題とともに評価項目、10項目はどのようにして決められたのかという問題がある。というのが、得点数がちょっと微妙である。このままの評点であれば、今回の計画地点（現施設の隣接地）が優位に適していることになる。しかし、具体的にはどのような形か詳細は分からないが、先程、〇〇委員が言われたような、現在施設がある地区にボーナスのようなことを考慮してやると、例えばA地点とあまり得点数に差はなくなってくる。むしろ、逆転するのではないかとというように、私が心配すべきことではないが心配になってくる。

委員 候補地の最終評価結果の表の中で、評価項目の4番と5番、特に5番（近隣施設へ余熱供給の可能性があるか、その効果が期待できるか。）については、例えばA地点の方では1点（期待できない。）になっているが、これが3になれば、今回の計画地とA地点の点数が逆転することとなる。一応、このように点数化されて評価されたというのは分かるが、1点と3点の違いが良く分からないのだが。

委員 その地点選定に関しては、この審査会のタスク（仕事）ではなかったように思うのだがどうか。

委員 そうなのだが、県の方で、このような環境影響評価の方法について、以前検討されていたように思う。事業を実施しうる場所を決める方法、計画アセスだったと思うが、国の方での制度化の動きを踏まえてということだったが、それがいつの間にか消えてしまったように思う。

委員 〇〇委員、どうぞ。

委員 参考として配られている資料（西部環境工場代替施設整備事業環境影響評価方法書に関する熊本市長意見）の取り扱いだが、これは熊本市長意見となっている。この市長意見というのは、環境影響評価の流れの中では、住民等の意見に含むように取り扱っているのか。もしそうだとすると、市長意見として地盤沈下や地下水のことが記述されており、こういう意見が熊本市長から出てきているということについて、審査会として無視することができないのではないか。そのため、審査会意見として、追加する必要があるのではないか。

事務局 熊本市長意見の取り扱いについてだが、知事意見が、当審査会の意見と住民等の意見、関係市町村長の意見（今回は熊本市長の意見）を踏まえたうえで出すことになっている。熊本市長意見の中に、当審査会委員の意見と基本的に同じ項目があれば審査会意見の中で取り込ませることも考えたが、熊本市長意見と

審査会委員の意見とでは、全て目的が違うように捉えられたため、審査会意見の中には取り込ませていない。そのため、知事意見の方に反映させてもらえればと考えている。

委 員

審議は以上でよろしいか。それでは以上で本日の審議を終了したい。

※ 配布資料

①会議次第

②「西部環境工場代替施設整備事業」環境影響評価方法書に対する審査会意見のとりまとめ（案）

③「西部環境工場代替施設整備事業」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（様式）

④参考資料

- ・ 審査会意見形成に係る各委員の個別意見の取り扱いについて
- ・ 西部環境工場代替施設整備事業環境影響評価方法書に関する熊本市長意見
- ・ 新西部環境工場建設事業に関する候補地選定経緯について